# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寝屋川市 地域生活支援事業の実施に関する事務に係る 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

寝屋川市長

### 公表日

令和7年2月13日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寝屋川市 地域生活支援事業の実施に関する事務					
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、地域生活支援事業に係る 支給決定の際の所得の確認や手帳の取得状況等の確認を行い、適切なサービスを支給する。					
③システムの名称	障害福祉システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
地域生活支援事業関係ファイル	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項 別表の117の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号【照会】番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の144の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉部障害福祉課					
②所属長の役職名	次長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務部総務課 〒572-8533 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195					
8. 特定個人情報ファイル(						
連絡先	福祉部障害福祉課 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0382					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事	故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい<mark>値判断結果</mark>

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[   基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>を機関については、それぞれ</b>	重点項目評価額	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを選	量じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 犋	宇定個人情報の保管・	肖去			
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人	手を介在させる作業				[ O ]人手を介在させる作業はない
	的ミスが発生するリスク †策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠				

9. 監	査						
実施の	D有無	[ O ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監査	
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b>	<b>啓発</b>					
従業者	舌に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	3
11. 重	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられる	対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価	面を実施する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	<選択的 1) E 2) E 3) A 4) 号 5) 7 6) 个 7) 个 8) \$	目的外の入手が行われ目的を超えた紐付け、 を限のない者によって 委託先における不正な 下正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	れるリスク・ 事務に使り で使用るリステム・ システム・ システム・ い、滅失・	への対策 要のない情報 明されるリスク リスクへの対策( なりへの対策( 通じて目的外 通じて不正な	との紐付けが行われるリスクへ 7への対策 策 <sub>委託や情報提供ネットワークシステムを</sub> の入手が行われるリスクへの対 提供が行われるリスクへの対策	通じた提供を除く。) 対策
当該対	対策は十分か【再掲】	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	り、アクt た、アク <sup>-</sup> 対策を講	zス可能な職員を人事 セスログを記録し、定算	異動時に 明的に分析 限のない者	管理すること <sup>・</sup> fすることで不 f(元職員、ア	職員は、パスワードによる認証で、アクセス権限の適切な管理 で、アクセスがないことを確認 正なアクセスがないことを確認 クセス権限のない職員等)によ	を行っている。ま している。これらの

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	事務担当部署	保健福祉部障害福祉室	福祉部障害福祉課	事後	
平成28年11月29日	所属長	藤本 財久	塚本 國次	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部障害福祉室	福祉部障害福祉課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年1月31日	所属長	塚本 國次	西村 洋一	事後	
平成30年1月31日	対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	所属長	西村 洋一	次長	事後	
平成30年4月1日	対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	連絡先	072-824-1181	072-838-0382	事後	
令和2年7月3日	対象人数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和3年12月24日	3「個人番号の利用」法令上の 根拠	84、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和3年12月24日	14「悸起性併せいしローカシュ	照会:108	番号法第19条第8号【照会】別表第二の108の	事後	
令和3年12月24日	6「情報提供ネットワークシステムとの接続」	[ ]接続しない(提供)	[ 〇 ]接続しない(提供)	事後	
令和3年12月24日	6「情報提供ネットワークシス テムとの接続」	十分である		事後	
令和3年12月24日		[ ]自己点検	[ 〇 ]自己点検	事後	
令和7年2月13日	3「個人番号の利用」法令上の 根拠	いう。)第9条第1項 別表第一の84の項、行政 手続における特定の個人を識別するための番	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の117の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和7年2月13日		番号法第19条第8号【照会】番号法第十九条第 八号に基づく主務省令第2条の表の108の項	番号法第19条第8号【照会】番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表の144の項	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない		
令和7年2月13日	IV リスク対策11最も優先度 が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策「十分である」・マイナンバーを取扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員を人事異動時に管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

<b>H</b>		